

第 30 号議案

豊後大野市民病院看護師修学資金貸与条例の一部改正について

豊後大野市民病院看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市民病院看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

豊後大野市民病院看護師修学資金貸与条例（平成 25 年豊後大野市条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。